



境川・猿渡川流域で開発を行う際には、

雨水浸透阻害行為許可が必要です。

平成24年4月1日、境川・猿渡川流域は、

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、**特定都市河川流域**に指定されました。

- 田畑など締め固められていない土地での**500㎡以上**の開発
(**雨水浸透阻害行為** = 土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)
は愛知県知事等の許可が必要です。
- 許可にあたり、技術的基準に従った**雨水貯留浸透施設**の設置が必要です。
- また、許可に伴い設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為は、
愛知県知事等の許可が必要です。

雨水浸透阻害行為許可が必要な例

田畑など締め固められていない土地に建物や駐車場を作る時

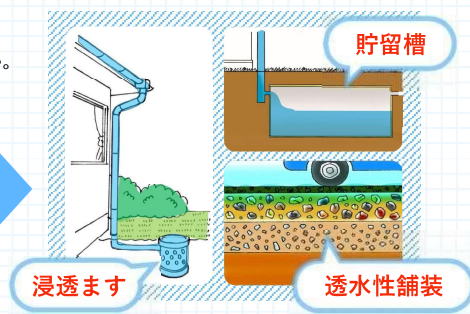
この他にも、田畑等を締め固めてグラウンドや資材置き場にする時、
締め固められた土地をさらに宅地等にする時などにも許可が必要です。

※詳しくは、技術指針を確認していただくか、下記問い合わせ先にご確認ください。



雨水貯留浸透施設の設置

雨水を貯留・浸透させる対策が必要です。



問い合わせ先

- 許可申請は開発地の存在する市役所・町役場で受付けます。
- 技術的基準や内容については、下記の**許可の申請先**にお問い合わせください。

開発地	許可の申請先	許可申請の受付窓口	連絡先(TEL)
名古屋市内	名古屋市長	名古屋市長政土木局河川管理課	052-972-2882
豊田市内	豊田市長	豊田市建設部河川課	0565-34-6672
豊明市内	愛知県知事 ■問合せ先 尾張建設事務所 河川整備課 052-961-4498	豊明市経済建設部土木課	0562-92-1116
日進市内		日進市建設部道路河川課	0561-73-2926
東郷町内		東郷町まち整備部都市整備課	0561-56-0746
東海市内	愛知県知事 ■問合せ先 知多建設事務所 河川港湾整備課 0569-21-3420	東海市都市建設部土木課	052-603-2211
大府市内		大府市都市整備部水緑公園課	0562-45-6236
東浦町内		東浦町インフラ整備部水循環管理課	0562-83-3111
刈谷市内	愛知県知事 ■問合せ先 知立建設事務所 河川整備課 0566-82-6489	刈谷市水資源部雨水対策課	0566-62-1066
安城市内		安城市建設部土木課	0566-71-2239
知立市内		知立市建設部土木課	0566-95-0163
みよし市内	愛知県知事 ■問合せ先 豊田加茂建設事務所 河川整備課 0565-35-9325	みよし市都市建設部都市計画課	0561-32-8021

関連リンク

- 開発地が境川・猿渡川流域かどうかの確認
「マップあいち

愛知県統合型地理情報システム」

URL : <https://maps.pref.aichi.jp/>

- 技術指針、様式等のダウンロード
「愛知県ウェブサイト
雨水浸透阻害行為のページ」

URL : <https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/sakaigawa.html>

- 境川・猿渡川流域での流域治水の取り組み
「新川、境川・猿渡川流域水害対策協議会」

URL : <https://www.pref.aichi.jp/site/ryuikichisui/>

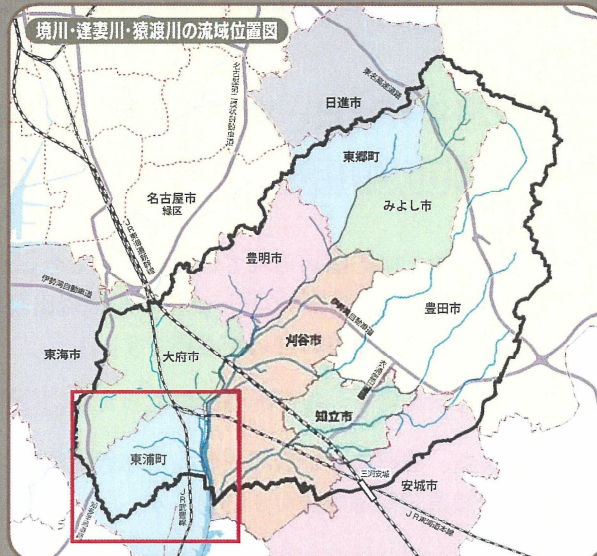
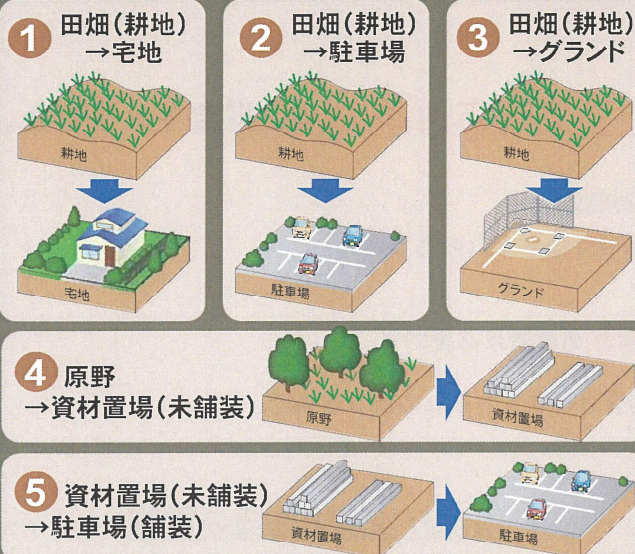
特定都市河川浸水被害対策法について
愛知県建設局河川課計画グループ

TEL : 052-954-6555

2024年4月1日

特定都市河川流域詳細図 東浦町

許可を要する雨水浸透阻害行為の具体例



※特定都市河川流域詳細図は境川・逢妻川・猿渡川の流域を示すものです。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。
(承認番号 平23部複、第 14号)

